

**広瀬川の清流を守る条例
(水質保全区域)
許可申請等の手引き**

令和8年3月

お問い合わせ・提出先

仙台市環境局環境部環境対策課

〒980-8671

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階

TEL : 022-214-8223(直通) FAX : 022-214-5378

メール : kan007120@city.sendai.jp

I. 許可の申請から使用開始まで

1. 手続き等の概要

- ・ 広瀬川の流域に工場等（工場、事業所、住宅団地及び共同住宅）を設置し、広瀬川に水（汚水および汚水を処理したもの）を排出する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。
- ・ 専用住宅、店舗付住宅で事業系の排水を出さないもの、汚水を全て公共下水道（汚水）に接続する場合は許可不要です。
- ・ 排水量に応じた排出規制基準が有ります。また竣工時には完了検査を受ける必要が有ります。

住宅団地：同一敷地内に計画的に建てられている二棟以上の共同住宅群。共同処理施設を有するもの。
共同住宅：一つの建物の中に、複数の世帯が入居できる住宅の形態。アパート、マンションなど。
専用住宅：戸建住宅のうち、居住のみを目的とした住宅。居住専用住宅。
店舗付住宅：住宅の一部が店舗として使用できる（商売用のスペースをもつ）住宅。併用住宅の一種。

2. 許可申請に必要な書類

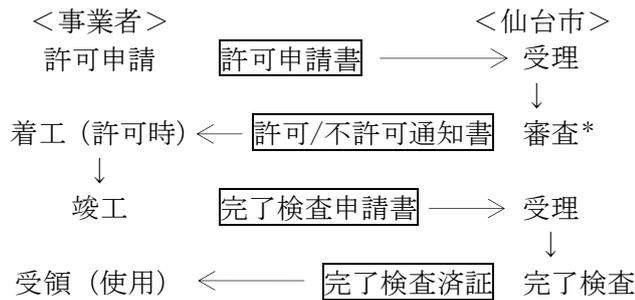
書類の区分	注意事項等
工場等排水許可申請書	・ 様式第 12 号（記入例参照）
添付 1 行為地の位置図	・ 縮尺 1 万分の 1 以上（分母が 1 万以下の図） ・ 広瀬川流入部まで図示したもの
添付 2 工場等の配置図	・ 縮尺 100 分の 1 以上（分母が 100 以下の図） ・ 工場等の範囲を図示したもの（敷地境界含む）
添付 3 排水処理施設の設計図書	・ 排水処理施設の図面（平面図、断面図） ・ 排水処理に係る設計計算書（容量計算等） ・ 処理水質に係る書類
添付 4 給排水の系統図	・ 縮尺 100 分の 1 以上（分母が 100 以下の図） ・ 給水/汚水系統を敷地境界まで図示したもの
添付 5 その他市長が必要と認める図書	必要に応じ別途指示します。 例：生活排水以外の汚水が発生する場合の汚水発生工程

※様式は市ホームページよりダウンロードできます。

3. 提出部数および申請書を印刷する時の注意事項等

- ・ 1 部（写しが必要な場合は 2 部）提出してください。
- ・ 担当者に事前に相談の上、電子メールでの提出も可能です。電子メールで送付する場合は、申請書（添付書類も含めて全てを 1 ファイルとする）は PDF 形式で送付してください。送付日が閉庁日の場合は翌開庁日に確認し、提出書類が揃っている場合は受理します。
- ・ 用紙は原則 A 4（添付書類は A 4 又は A 3 サイズ）としてください。（再生紙可、両面可、裏紙・感熱紙・色紙は不可）
- ・ 位置図等の地図は、著作権に抵触しないものを使用してください。特にインターネットの地図検索サイト等は、著作権に抵触する場合があります。著作権者の許諾等が得られない場合は、手書きで作成または地理院地図等を各々の規約（出典明示等）に従ってご利用下さい。

4. 設置時の流れ



*標準処理期間は受理（形式適合書類受領）から60日です（是正応答待ち期間は除かれます）。

II. 規制基準の遵守など

1. 排出規制基準の遵守

- ・許可を受けて設置した工場等から水を排出する者は、排出規制基準（p3参照）を超える排水を排出してはいけません。
- ・排出規制基準等の確認のため、必要に応じ立入調査を行います。

2. 改善命令等

- ・排出規制基準に違反していると認めるとき又は継続して排出規制基準を超える排水を排出するおそれがあると認めるときは、改善命令や排水の排出の一時停止命令を発出することがあります。

III 使用開始後の手続きなど

- ・様式は市ホームページよりダウンロードできます。記入例も参照ください。
- ・担当者に事前に相談の上、電子メールでの提出も可能です。

1. 使用を廃止したとき

- ・事業場の廃止や公共下水道への接続などにより、排水処理施設の使用を廃止したときは、速やかに「排水処理施設使用廃止届出書」を提出してください。

2. 氏名等を変更したとき

- ・申請者の氏名または住所（社名変更、代表者変更、本社移転など）、工場等の名称または所在地（工場名変更、住居表示など）の変更を行った場合は、速やかに「氏名等変更届出書」を提出してください。

3. 承継したとき

- ・許可に係る工場等を、譲り受け、借り受け、又は相続・合併・分割により取得したときは、速やかに「承継届出書」を提出してください。

IV. 排出規制基準

※TOC（全有機炭素）はBOD（生物化学的酸素要求量）と読み替えて下さい。

イ 工場等の排出許容負荷量

	区間	許容負荷量 (1日あたりのTOC負荷量) kg/日	水質管理基準 流域
A	大倉川（大倉ダム流出口より上流）	11.6	一種
B	大倉川（大倉ダム流出口より下流）	7.7	
C	鳴合橋より上流（大倉川を除く。）	46.2	二種
D	鳴合橋から郷六堰まで	52.1	三種
E	郷六堰から牛越橋まで	48.2	
F	牛越橋から愛宕橋まで	179.1	
G	愛宕橋から名取川合流前まで	46.7	

注：「鳴合橋より上流（大倉川を除く。）」は排出許容負荷量が上限に迫っていますので、早めにご相談下さい。

ロ 工場等の排水濃度

河川の基準流量に対する排水量の比率	排水濃度（TOC濃度 単位 1リットルにつきミリグラム）		
	一種水質管理基準水域	二種水質管理基準水域	三種水質管理基準水域
5パーセント以上	3以下	3以下	3以下
0.5パーセント以上	3以下	5以下	5以下
0.1パーセント以上	7以下	7以下	10以下
0.01パーセント以上	10以下	15以下	15以下
0.01パーセント未満	15以下	20以下	20以下

注：基準流量とは、広瀬川の通常状態における最も少ない時の流量をいう。

ハ 残留塩素：1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること

ニ 外観：広瀬川の水を著しく変化させるような色又は濁りのないこと

ホ 温度：広瀬川の水温を著しく変化させるような排水温度でないこと

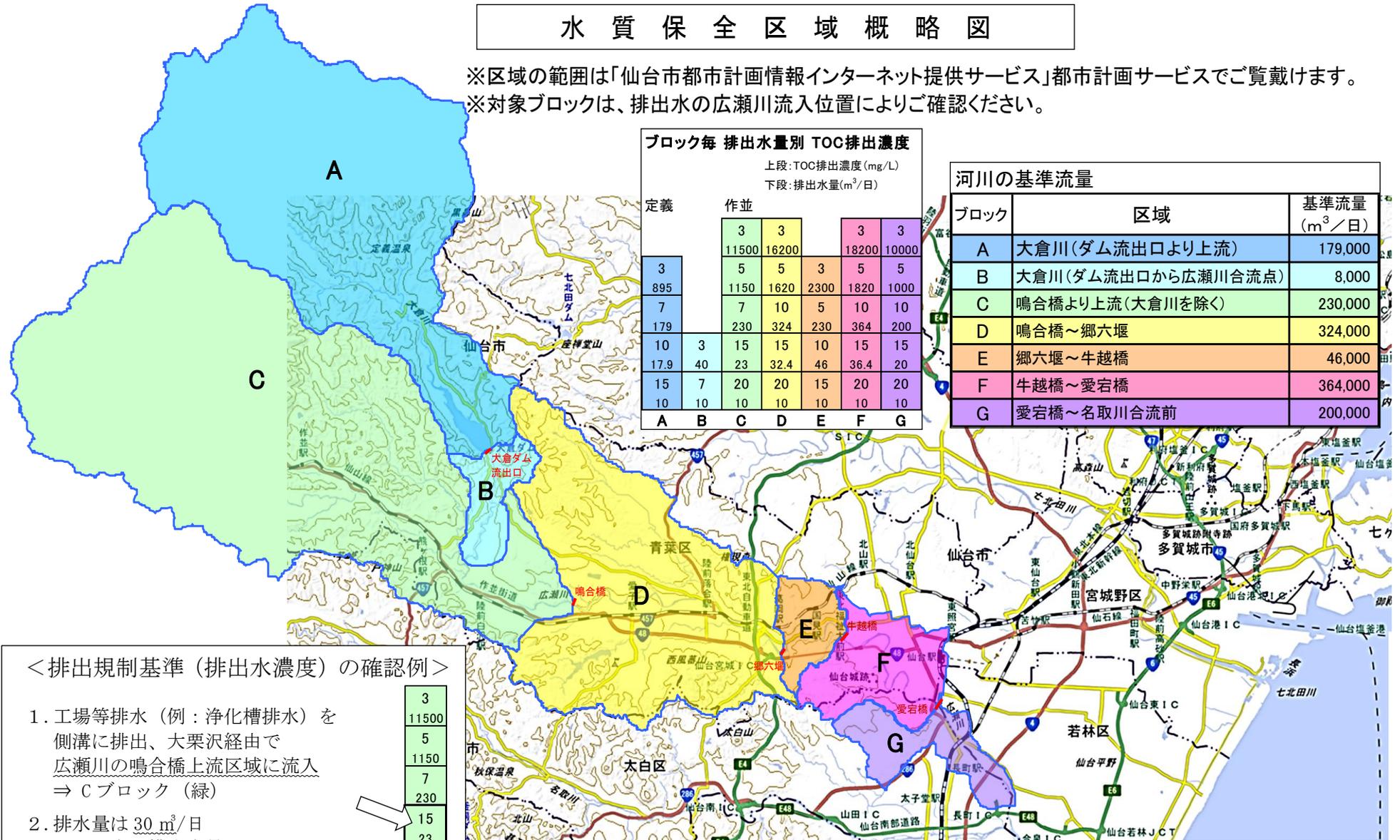
ヘ 臭気：広瀬川の水に著しい臭気を帯びさせるような排水でないこと

備考 イ及びロの表に掲げる排出規制基準は、1日当たりの平均的な排水量が10立方メートル以上である工場等に係る排水について適用する（ハ～ヘは排水量に関わらず適用される）。

なお、10 m³/日未満の工場等の場合も、最も緩やかな基準と同等の20 mg/L以下としてください。

水質保全区域概略図

※区域の範囲は「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」都市計画サービスでご覧戴けます。
 ※対象ブロックは、排出水の広瀬川流入位置によりご確認ください。



ブロック毎 排出水量別 TOC排出濃度

上段: TOC排出濃度 (mg/L)
 下段: 排出水量 (m³/日)

定義	作並		3		3	
3	3	3	11500	16200	18200	10000
895	5	5	1150	1620	2300	1820
7	7	10	230	324	230	364
179	10	10	15	15	10	15
10	17.9	40	23	32.4	46	36.4
15	7	20	20	15	20	20
10	10	10	10	10	10	10
A	B	C	D	E	F	G

河川の基準流量

ブロック	区域	基準流量 (m ³ /日)
A	大倉川(ダム流出口より上流)	179,000
B	大倉川(ダム流出口から広瀬川合流点)	8,000
C	鳴合橋より上流(大倉川を除く)	230,000
D	鳴合橋～郷六堰	324,000
E	郷六堰～牛越橋	46,000
F	牛越橋～愛宕橋	364,000
G	愛宕橋～名取川合流前	200,000

< 排出規制基準 (排出水濃度) の確認例 >

- 工場等排水 (例: 浄化槽排水) を側溝に排出、大栗沢経由で広瀬川の鳴合橋上流区域に流入 ⇒ Cブロック (緑)
- 排水量は 30 m³/日 ⇒ 早見表の排出水量 23 m³/日～の区分 (230 m³/日未満) ⇒ 15 mg/L

3
11500
5
1150
7
230
15
23
20
10
C

※国土地理院の電子地形図に各ブロックを追記して掲載